

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年5月15日から同年9月15日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年5月15日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府
所在地 防府市大字植松114

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	佐野 財丈
株式会社安成工務店	下関市綾羅木新町三丁目7番1号	安成 信次

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
開店時刻及び閉店時刻	株式会社ヤマダデンキ 午前10時00分から 午後9時00分まで 株式会社チヨダ、株式会社カーマ 午前10時00分から 午後9時00分まで 未定 午前9時00分から 午後12時00分まで	株式会社ヤマダデンキ 午前10時00分から 午後9時00分まで 株式会社チヨダ、株式会社カーマ 午前10時00分から 午後9時00分まで 未定 午前0時00分から 午後12時00分まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時30分から 翌午後0時30分まで	午前0時00分から 午後12時00分まで

荷さばきを行うことができる 時間帯	荷さばき施設No. 3A 午前 9 時00分から 午後 9 時00分まで 荷さばき施設No. 3B 午前 6 時00分から 午後 9 時00分まで 荷さばき施設No. 3C 午前 8 時00分から 午後 8 時00分まで 荷さばき施設No. 3D 午前10時00分から 午後 8 時00分まで	荷さばき施設No. 3A 午前 9 時00分から 午後 9 時00分まで 荷さばき施設No. 3B 午前 6 時00分から 午後 9 時00分まで 荷さばき施設No. 3C 午前 6 時00分から 午後 9 時00分まで 荷さばき施設No. 3D 午前10時00分から 午後 8 時00分まで
----------------------	---	---

4 届出年月日
令和 8 年 4 月 22 日

5 変更年月日
令和 8 年 4 月 23 日